

ロンドン事務所

初の地方自治体職員向け全国統一行動規範【英国】

2005年12月、副首相府は地方自治体に勤務する職員向けの行動規範と、地方議員の将来的な倫理基準の枠組みについての協議書に対する回答を得た。副首相府はいくつかの職種において、政治的中立性確保のため制約を厳しくすることについても同時に協議していた。

政府は今回地方自治体職員向けとしては初の全国共通の行動規範を定めようとしており、これによりイングランド及びウェールズの地方自治体雇用者すべてが同一の基準に則る事となる。

現在の雇用契約は各自治体の裁量と判断で、賃金体系や職員の権利については全国基準に合わせる形のものであるが、今回の行動規範では現行の職員の権利とそれにとまなう遵守事項に触れており、全国統一の最低必要基準が盛り込まれる予定である。

協議結果報告書によると全国共通の行動規範の制定には反対であるという反応が多数であったが、基本的な遵守事項に対する関心の高さが見られたため、政府は行動規範の制定を進めてきた。

協議結果報告書はまた雇用者の勤務時間外の政治活動について、幹部職、政治家（議員）と直接関わる職、あるいは政治的中立性を厳に求められる職についている場合の他は可能とすることを提案している。1989年の保守党政権の折、労働党地方議員の間で縁故採用などがはびこっているというマスコミ報道ののち、多くの非現業職の地方自治体雇用者が政治活動を禁止された。新たな行動規範のもとでは、各地方自治体の倫理基準委員会(local standards committees)は、議員及び自治体職員双方の行動規範とともに職員の政治的行為の制約についても監督責任を負うが、大多数の職員は勤務時間外における政治活動を行うことができる。

現行の倫理基準の枠組みは2000年地方自治法で規定され、同法によりイングランド倫理基準委員会(Standard Board for England)¹が2001年に設立されている。

イングランド倫理基準委員会は、各地方自治体の倫理基準委員会から持ち込まれた基準違反報告について事情聴取し、一般住民または他の地方議会の議員からなる構成員が各案件に対する処置を直接行う。これまでに何人もの地方議員が議会における人種差別的発言など倫理基準違反となる行為を犯したと判定され、免職などの処分を受けている。

¹ 各地方自治体に対して行動規範や監督に関する指針を出すこと、各地方自治体から倫理基準違反の疑いがある事例について調査することを役割とする。国務大臣から任命される、少なくとも3人の委員から構成される。

重要な例としてはケン・リビングストンロンドン市長の人種差別発言と、ロンドン・イスリントン区の議会リーダーの情実人事がある。これらの案件の処理が適切でなかったことと、調査を持ち込まれる違反報告の多くが取るに足りない内容であることから、イングランド倫理基準委員会の存在は議員間の日頃の確執を増大させる手段になっていると、どの政党の議員からも格好の批判的的となっている。

2005年、イングランド基準委員会はロンドン・ウェストミンスター区のある労働党議員に対し、同区の議会（政権政党は保守党）の非公開の法律文書について守秘義務の違反を犯したと判定したが、当該議員の違反における住民への責任は重大であるものの、法律の求める要件が満たされていないとしてその議員に対して何ら処分を行わなかった。

副首相府の報告書の中で示されている改革案では、こうした案件にあっては「住民に対する責任」を追及する場を設け、各地方自治体の倫理基準委員会の仕事として、より地域で処理していくこととされている。イングランド基準委員会は現在、案件のすべてではなく重要なもののみを処理すべく、その制度の運営について新たな方向性を定めなければならないとなっている。政府はイングランド倫理基準委員会について、多数の国会議員の要求に応えて一時は廃止を検討したものの、現段階ではその考えはないとしている。

2005年1月、イングランド基準委員会はロンドン・イスリントン区における自由民主党所属の議会リーダーが行った情実任用疑惑について、反対派の労働党議員団リーダーから出された倫理基準違反の報告を調査した結果、基準違反はなかったと判断した。基準違反報告は同区の事務総長の任用は自由民主党内部に強いコネクションを持っていたためであるという内容であり、マスコミは事務総長の採用を担当した人材会社は任用された事務総長について、経験不足のため当該職には相応しくないとして推薦を断った事実があるのではないかと見ていた。

参照

<http://governancenotes.blogspot.com/2005/12/standards-and-human-resources.html>

<http://governancenotes.blogspot.com/2006/01/standards.html>

2006年始めの英国政治動向【英国】

1 2006年の英国政治は、自由民主党のチャールズ・ケネディ党首が党首の座を失うのではないかという憶測から始まった。ケネディ党首の問題はアルコール依存症の懸念があることで、彼の事務所は断固否定したが、2005年は日常の行動や健康面で落ち着きのなさが目立ち、党首としての資質に疑いを持たれ始めていた。昨年クリスマス頃にTV政治評論家が、ミンギース・キャンベル副党首が2006年に党首選を準備していると

発言し、キャンベル副党首は否定したものの自党内に大きな軋轢が生じてしまった。また、前自民党報道担当のTV政治評論家は、ケネディ党首がアルコール依存症の治療を受けた証拠があると発言した。その後、ケネディ党首は事実を認めざるを得なくなり、このスキャンダルを沈静化させるために彼自身も出馬しての党首選を行うことを発表した。しかし、ケネディ党首を支援する同党国会議員の半分以上が、問題を隠蔽し党に迷惑をかけたとして再選しても支援しないと発表したため、ケネディ党首は翌日辞職することとなった。

これら一連の問題はあったが、ケネディ前党首は2005年5月の総選挙で1988年の結党以来最大の62議席を獲得するなど、実際に最も成功した党首であった。しかし2005年の総選挙では、最大野党の保守党のマイケル・ハワードの不人気具合を考慮すると、もっと上手に選挙戦を戦えばもっと多くの自民党国会議員が誕生したと考えられていた。2005年9月の全国自民党大会でも、ケネディ前党首はリーダーシップ能力やコミュニケーション能力の改善を約束したにもかかわらず、自民党員から提案を拒否されたり、各代表団から数回攻撃されるなど苦しんでいた。

現在、自民党は影の内閣の候補者3名による次期党首選を7万人の有料会員の郵便投票により実施中で、2月末に結果が判明する。新党首決定までの間はキャンベル副党首が臨時党首を務めるが、党内では依然として、急進派と穏健派の対立が残っている。党若手国会議員が保守党に近い右寄りの経済政策を採りたいと感じている一方で、労働党の政策よりも右か左の立場を採るのかという論争が続いている。自民党はこれまでも二大政党制の中で苦闘してきた。同党は、社会民主党(SDP)が1982年に結成以来、旧自由党と同盟を結んだ後合併し、1988年に結党された。社会民主党は、労働党のEU支持の中道議員グループが当時の左翼的・EU反対政策に反対、脱退して結成された。1924年に労働党が初めて政権を獲得し保守党に対する最大の対立政党となって以降、自由党は政権を担っていない。最近、前回の総選挙で保守党への幻滅票が自民党に廻って来なかった原因は同党の高負担税策にあるとの見解が、党内やメディアで論じられた。同党の国会議員と会員の対立は、左寄りの「急進的自由」の会員と経済的に右寄りの「社会的自由」の国会議員の間で見られる。しかし、同党と保守党の「社会的自由」推進議員の間では対話が見られ、今後の各党安定多数が取れない国会において、次回の選挙での選挙区割り変更によっては連立の可能性が生まれうる。自民党の両派は共に、犯罪対策と反テロ対策での労働党の権威主義に反対している。

2 保守党のデヴィッド・キャメロン党首は、党首選後の最初の1ヶ月間に新政策や、必要があれば政府を支持するとまで話しながら党内を遊説した。特に、今後は私的医療保健制度への財政支援や選抜学校制度への支援を行わないとして、今までの同党の医療や教育政策を変更した。同氏はまた、世界的貧困や環境問題に対する早急の対策や、社会的責任が不足している企業社会を批判するなどして若い世代の有権者を惹き付けよ

うとしている。この「キャメロン効果」のおかげで、ブレア首相の登場以降初めて保守党は労働党を世論調査でリードした。しかし、保守党内の一部、旧サッチャー派は、この傾向は長続きすることはないとし、同氏の中央寄りの政策方針で伝統的な右寄り支持者を遠ざけることがないよう警告した。また、ある労働党筋は、キャメロン党首の政府支持戦略は現在国会内で労働党の十分な支援を受けられないブレア首相を混乱させることを意図したものだとして推測している。

3 公共サービス改革と反テロリズム関連施策は他の国内施策に優先されているが、年末間際にデヴィッド・ミリバンド地域コミュニティ大臣は新聞上で、次回の地方自治白書にカウンティ(県自治体)を廃止し、フランスのコミュン制度のようなもっと地域レベルの行政運営が行えるように提言したいと語った。下院委員会が初期医療トラスト(地域毎にある公的運営団体)を合併し大きな戦略的組織とするように提言した報告書を批判したことは、国会議員の支持が得られていない地方自治体の再編に影響を及ぼすと思われる。トラストからの貧しい医療サービスに不満を持つ選挙区が増加している状況が合併により更に悪化することを考え、一部の国会議員は政府の提案に怒りを示しており、多くの国会議員は法案が上程された場合は否決すると氣勢を上げている。

また、昨年発表され論争となっている教育白書にも批判の対象は向いている。地方自治体から教育に関する権限を取り上げ、独立的に運営される学校に新たに入学者を決定させる権限等を与える等の改革案は、大きな論争を呼び、政府側が新制度の修正で譲歩し学校での選別を行わないことを確認したにもかかわらず、多くの労働党国会議員は法案が上程された場合は反対する立場を見せている。

過去の主要法案の投票では、党の指示に対して反対派議員は組織化した行動を取っている。大学授業料有料化法案は僅かな差で可決されたが、昨年のテロリズム関連法案では、裁判所許可なしの容疑者の拘留期限の最大 90 日延長提案がブレア政権下では初めて否決されたこともあり、政府は各法案の上程には慎重な態度を見せている。また、IDカード法案では上院で数回否決されたこともあり、昨年の総選挙で野党との議席格差が 66 に減少したことも、今後の公共サービス改革と反テロ法案の可決に向けて不安の一因となっている。

他の組織再編も政治的混乱の影響を受けており、イングランドとウェールズの警察機構をカウンティ(県)単位から 12 地域の「特別警察」に再編するという政府提案は多くの反対に遭っている。当初、内務省は 43 警察に対し自らが望む合併案の提出を要請したが、新年の締切りまでに反応はなく新しい境界を各警察機構に押し付ける形になってしまい、国会で抵抗を受けるであろう。警察機構のいくつかは、政府の提案は各警察機構の同意無しに境界を変更するもので法律に基づいていないので裁判で争うとしている。

最後に、カウンスルトックスを所管する副首相府のジョン・プレスコット副首相が、大臣官舎のカウンスルトックス(地方税)を過去 7 年間未納していたことが発覚し大きな

混乱となった。プレスコット副首相は北部の選挙区のハル市に住居を構え現在の大臣官舎はセカンドハウスとなるが、前居住者の国会議員がセカンドハウスを持っていなかったため、間違ってセカンドハウスの税支払いが前居住者に適用されてしまったものである。

リスペクト行動計画 (Respect Action Plan)【英国】

イギリス政府は、各省庁連携の下、反社会的行動に関する対応が政府の最重要課題であることを国民に浸透させ、また、地域コミュニティに対する尊重の意識を根付かせるため、地方自治体に協力を求める行動計画を発表した。「Respect Action Plan (尊重への行動計画)」と呼ばれるこの計画は、各大臣がそれぞれの省が果たすべき計画を盛り込み、2006年1月にブレア首相から発表された。

この計画は、有権者の多くが「教育」や「健康」より優先課題と考えている「犯罪」に対する取り組みを政府の最重要課題として取り上げたことで、政治的に非常に大きな意味を持っている。この行動計画は、第4期目のない首相自身が、首相として名を残す最後の政策になると語ったと言われている。

また、ブレア首相が内閣や官僚に対して、個人的に興味のある事柄に関する「目玉施策」の発案を依頼したことに対して、多くの批判が集まっている。ブレア首相は当初、計画に基づいた最重要法案として発表することで、計画の歴史的な価値を強調したい思惑であった。しかしながら、各省庁からの同意の取り付けに失敗したため、法案の形から現行法の下で実現可能な「行動計画」に格下げされた。よって、この計画の重要な点は、メディアが「neighbours from hell (最悪な隣人)」と名づけた家族(自身の子供は学校に行かず、攻撃的な行動、窃盗、破壊行為などといった反社会的行動によって、地域社会を完全に無視している家族のこと)に対して、強硬な手段をとることを住民にアピールしていくことである。このような問題は、国内でも最貧困地区で顕著であるため、政治的に非常に重要となっている。

強制的な手段として、迷惑な隣人問題を解決するために、警察、裁判所、地方自治体の権限強化が挙げられる。特に、今後地方自治体は、このように迷惑行為を続ける住人に対して、強制退去を命じ、3ヶ月を上限に住居を封鎖した上で家族を収容所に送ることができるようになる。この提案は、多くの刑事裁判を取り扱う部門から、「行き過ぎ」と強く非難されている。また、非難の矛先は、育児(しつけ)ができない親に対して、改善命令をだす係官向け教育施設である「国家育児アカデミー(National Parenting Academy)」の設立にも向けられている。また、地方自治体は、大音量で楽器を使用するなどした場合にも、強制退去の命令を出すことができるようになる。一方政府は、アド

バイザー制度や地域でのボランティア活動に参加するなどした場合は、地域のスポーツ・文化施設を割引で利用できるようにするなど、良い面も強調している。

提案の最も重要な面は、警察と地方自治体の両者に対して、地域住民を交えて犯罪問題に取り組むための定期的会合を開くよう求めている点である。この会合では、地方自治体がより良い環境を維持するために、また必要な場合には、両者が犯罪に対する取り組みが不十分だと認識している地区において、きっかけとなる行動をとることについても議論される。政府はまた、昨今、多くの公共住宅を扱っている ALMOs とよばれる第三者機関に対して、問題のある住人に対応できるよう、権限を与えることを発表した。ALMOs は、地方自治体によって任命された理事会によって運営されているが、自治体の監督下ではないため、地方自治体そのものではない。

政府は、地域における反社会的行動に関連する問題は、地域社会への「尊重(Respect)」の欠如が原因だと考えている。また、計画の名称には、反社会的行動はもはや見逃すことが許されず、政府が国民の不安をしっかりと受け止めたことを国民に対して知らせる意図がある。しかしながら、「尊重(Respect)」という用語は、ブレア首相が好んでいるアメリカのリチャード・セネット教授(Professor Richard Sennett)が最近発行した同様のタイトルの本に由来している。また、迷惑な住民に対して強硬手段をとるといった計画のアイデアは、「communitarianism(共同体主義)」という言葉を作り出し、ブレア氏が 1997 年に初めて首相になった際によく引用していたアミタイ・エツィオーニ教授(Professor Amitai Etzioni・アメリカ)のものである。3 期続く労働党政権において、政府は、頻繁に地域における国民の良識を復活させる必要性に言及するようになった。ブレア首相および側近のブランケット元内務大臣はともに、「Community(地域)」という考えを、労働党がその要綱の中でうたっている「社会主義」よりもさらに政治の影響力が強いものとして使用していた。副首相府は実際には「地域社会省」とみなされており、今後名称変更がありうるかもしれない。

同計画が発表された同じ週に、政府は、犯罪に対する国民の不安を取り除くための広範にわたる一連の政策の一部として、地域の安全に関わる改革案を公表した。売春に関するイギリスの前近代的な法律にも微修正が加えられ、より安全性を確保するために、数名の売春婦による同じ場所(建物)での売春行為が合法化された。また政府は、取り締まる側の地方自治体から「実行に必要な経費が助成されない」とのクレームを受けているにもかかわらず、公共の場所での違法な広告宣伝に対する規制強化やガムのポイ捨ての取締りを強化することも併せて発表した。さらに、限定された権限のみを有し、警察をサポートする「地域安全係官(community safety officers)」に新たな役割が加わり、無断欠席の生徒を拘留することが可能になった。

地方自治体協議会は、この動きを歓迎するとともに、各自治体は、反社会的行動につながるような問題に対して今回の新たな権限を利用することができると確約した。一方、保守党および自民党は、「一連の提案は、最終的には導入されなかった、暴力事件などに対する即時罰金制度など、この分野に関する従前からのブレア氏の提案を微調整し、抜き出したに過ぎない」と主張している。

参照

<http://governancenotes.blogspot.com/2006/01/anti-social-behaviour.html>

http://governancenotes.blogspot.com/2006/01/anti-social-behaviour_113689502247901716.html

http://governancenotes.blogspot.com/2006/01/anti-social-behaviour_11.html

http://governancenotes.blogspot.com/2006/01/community-safety_17.html

http://governancenotes.blogspot.com/2006/01/community-safety_113760187716482565.html

ドイツの情報公開法の施行【ドイツ】

EU加盟国のうちの多くが情報公開法を制定した中、ドイツにおいては議論が長く続いてきたが、昨年10月に法律が成立し、新年に入って施行された。連邦州のいくつかはすでに州情報公開法を制定しているが、連邦レベルの法制度となった今はドイツ全体の公的機関の情報に関する環境が一変することになる。すべての市民は、公的機関に対する情報請求が権利として初めて保障された。今までドイツでは「公務上の秘密主義」(Amtsgeheimnis)という原則の下で、個人は自分に直接関係する情報のみの公開請求が認められていたのに対し、情報公開法では、基本的にはすべての情報についての公開請求が可能となった。挙証責任が転化され、市民がなぜこの情報を必要とするかの理由を証明するのではなく、公的機関が例外的に情報提供ができない理由を明らかにしなければならない。また、情報の公開を拒否できる正当な理由は限られており、その理由には、個人データ保護や企業秘密などがあるが、その中でも「公的重要事項および国の安全」の項目は解釈の巾が一番広いものと言える。

情報公開法では、情報公開に際して手数料を徴することが可能となっている。その額までは法律では規定していないが、簡単な案件は無料にすること、手数料の金額設定で人々に公開請求を断念させるようなものであってはならないと定めている(同法第10条)。内務省は「手数料及び出費に対する規則」でそれを具体的に示している。手数料の最高額は500ユーロであるが、その他にコピー一枚に対する実費相当額を10セントとかなり高く設定しているため、最終的な額が多額に上ることも考えられる。

情報公開に関する異議申し立ては、連邦の「データ保護・情報公開オンブズマン」に行うことができる。この組織はもともとデータ保護のみを対象にしていたが、情報公開法の導入にともない、それに関する監査業務を含むように責任が拡大された。

すでに州の情報公開法を実施したところでは、市民は生活環境に関することに一番関心を持っていることが明らかになった。公的サービスの検査結果、たとえば保育園の建物検査、またはレストランを対象とした衛生検査の結果などに対する情報請求が多かった。懸念された請求の乱発、または時間と労力を必要とする複雑な請求はなかったため、法律の実施によって重過ぎる負担は発生しなかった。一般的には、公的機関は基本的に市民にすべての情報を公開する義務があることによって、透明性とアカウンタビリティを促進し、不祥事の発生を抑制することにつながり、市民の立場に立った、または市民に近い行政を促進する効果が期待できるものと言える。

参照

Deutscher Journalistenverband im Internet, „Informationsfreiheitsgesetz“;

<http://www.djv.de/aktuelles/themen/infofreiheit.shtml>

Der Bundesdatenschutzbeauftragte im Internet, „Informationsfreiheit“;

<http://www.bundesdatenschutzbeauftragter.de/>

Informationsfreiheitsgesetz;

http://www.bfdi.bund.de/cln_030/nn_672734/IFG/Gesetze/IFG/TextIFG,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/TextIFG.pdf

Informationsgebührenverordnung;

http://www.bfdi.bund.de/cln_030/nn_672734/IFG/Gesetze/IFG/GebuehrenOrdngIFG,templateId=raw,property=publicationFile.pdf/GebuehrenOrdngIFG.pdf

家庭担当大臣と地方自治体の対立【ドイツ】

1 月半ば、新家庭担当大臣のウルズラ・レイエン女史（キリスト教民主同盟 CDU）が保育園や幼稚園などの施設、またはベビーシッターを雇うのにかかる負担を軽くする政策を提案し、注目を浴びた。最初の提案は年間 1000 ユーロを税金から免除することで、さらに大臣が保育園や幼稚園の両親負担分をゼロにする提案もしたが、それを補う財源については何も言及しなかった。このような子供向け施設は、教会等が经营主体となっているものを除いて、主に市町村が経営するため、その負担は自治体にのしかかっている。子供を預かる施設の財源は、州からの補助金、市町村の支出分及び保護者からの負担金からなっていて、負担金は全体の 20% ぐらいを占めている。

ドイツ都市会議やドイツ市町村連盟などの地方自治体の代表団体は直ちに大臣の発言に反論した。たしかに子供を預る施設を拡大し、保護者の負担を減らすことは望まし

い目標ではあるが、地方自治体の現在の財政状態を考えれば、連邦がそのために多額の補助金を出さない限りは親の負担をゼロにすることは非現実的であると強調した。すでにその負担額は収入に基づいて設定され、低所得家庭は配慮されているので、逆に負担をゼロにすることは不公平とも言える。市町村から見れば、真の問題は子供のための施設がまだ不十分であり、順番待ちの状況があるほど実際の需要にこたえられない市町村が多いなか、その数を増やすことの方が保護者の負担を減少させることより重要な課題である。

特にノルトライン・ヴェストファーレン州では、連邦大臣が望んでいることと反対の状況が存在している。州は、子供を預かっている施設に対する補助金を削減し、そのギャップを保護者の負担分増加で補うよう求めている。

家庭担当大臣の提案後、政府の政策内容は変わりつつある。連立政権に入っている社会民主党(SPD)の反対もあって、現在では 1000 ユーロを最低基準とするのではなく、全ての 3 歳以上の子供を預けるための費用を税金から控除するという政策となっている。しかし、ドイツの連邦制度の下では、法律は連邦議会と連邦参議院両方で議論されるので、最終的どんな形の法律となるのが今は予言できない。

参照

Deutscher Städtetag im Internet, “Wer Gebührenfreiheit für Kindergärten will, muß auch die Finanzierung dafür sichern”:

<http://www.staedtetag.de/10/pressecke/pressediens/artikel/2006/01/16/00321/index.html>

Deutscher Landkreistag, „Familienministerin irrt: Bund hat für Ausbau der Kinderbetreuung nicht an Kommunen gezahlt“:

<http://www.kreise.de/landkreistag/dlt-aktuell/pressetexte/pressetexte-2006/pt-06-01-17a.pdf>

Deutscher Städte- und Gemeindebund, „Kommunen contra von der Leyen“:

http://www.dstgb.de/index_inhalt/homepage/index.phtml